

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条 略</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）相談指導事業 <u>令和5年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく相談指導事業</u></p> <p>（2）情報化整備事業 <u>令和5年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく情報化整備事業</u></p> <p>（3）後継者育成支援事業 <u>令和5年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく後継者育成支援事業</u></p> <p>（4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和5年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく健康・福祉対策推進等事業</u></p> <p>（5）消費者等コールセンター事業 <u>令和5年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく消費者等コールセンター事業</u></p> <p>（6）振興事業 生活衛生関係営業の振興を図るため次に掲げる事業 ア～オ 略 <u>カ 原油価格・物価高騰等の影響に対する支援事業</u> <u>キ アからカまでに掲げるもののほか、生活衛生関係営業の振興を図るための事業</u></p>	<p>高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条 略</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）相談指導事業 <u>令和4年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく相談指導事業</u></p> <p>（2）情報化整備事業 <u>令和4年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく情報化整備事業</u></p> <p>（3）後継者育成支援事業 <u>令和4年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく後継者育成支援事業</u></p> <p>（4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和4年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく健康・福祉対策推進等事業</u></p> <p>（5）消費者等コールセンター事業 <u>令和4年3月1日付け薬生衛発0301第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく消費者等コールセンター事業</u></p> <p>（6）振興事業 生活衛生関係営業の振興を図るため次に掲げる事業 ア～オ 略 <u>カ アからオまでに掲げるもののほか、生活衛生関係営業の振興を図るための事業</u></p>

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条並びに第 7 条第 5 号、第 6 号、第 8 号から第 11 号まで及び第 13 号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

（1）給与を支給する場合

ア～ウ 略

（1）～（5） 略

（6）振興事業費

320 万円

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条並びに第 7 条第 5 号、第 6 号、第 8 号から第 11 号まで及び第 13 号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

（1）給与を支給する場合

ア～ウ 略

（1）～（5） 略

（6）振興事業費

120 万円

第1号様式（第4条関係）

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者 名

代表者生年月日

電話番号

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

内 訳

事業名	総事業費	補助対象外経費	申請額	備考

2 事業計画書（別記第2号様式）

3 経費所要額計算書（別記第3号様式）

4 経費所要額計算書内訳（別記第3号様式の2）

5 収支予算書（別記第4号様式）

第1号様式（第4条関係）

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者 名

代表者生年月日

電話番号

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

内 訳

事業名	総事業費	補助対象外経費	申請額	備考

2 事業計画書（別記第2号様式）

3 経費所要額計算書（別記第3号様式）

4 経費所要額計算書内訳（別記第3号様式の2）

5 収支予算書（別記第4号様式）

6 本県における県税の滞納がないことの証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番

号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

6 本県における県税の滞納がないことの証明書